

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	

<5・31掲示> 1

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年5月31日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第67号の2

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。
別表第1の1の(1)のウ中「100人1日当たり30,000円」を「1人1日当たり300円」に改め、同表の1の(2)のイ中「2,342,000円」を「2,326,000円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「17,200円」を「17,300円」に、「22,100円」を「22,300円」に、「32,600円」を「32,800円」に、「39,000円」を「39,300円」に、「49,500円」を「49,800円」に、「7,200円」を「7,300円」に、「28,400円」を「28,600円」に、「36,700円」を「37,000円」に、「51,200円」を「51,600円」に、「60,100円」を「60,500円」に、「75,400円」を「75,900円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「7,500円」を「7,600円」に、「11,300円」を「11,400円」に、「13,700円」を「13,800円」に、「17,400円」を「17,500円」に、「9,000円」を「9,100円」に、「11,900円」を「12,000円」に、「16,800円」を「16,900円」に、「19,900円」を「20,000円」に、「25,200円」を「25,400円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

高知県告示第409号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年

法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年6月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
須崎市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須崎市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須崎市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)